

登録免許税法

(公共法人等が受ける登記等の非課税)

第4条 国及び別表第2に掲げる者が自己のために受ける登記等については、登録免許税を課さない。

2 別表第3の第1欄に掲げる者が自己のために受けるそれぞれ同表の第3欄に掲げる登記等（同表の第4欄に財務省令で定める書類の添附があるものに限る旨の規定がある登記等にあつては、当該書類を添附して受けるものに限る。）については、登録免許税を課さない。

別表第3 非課税の登記等の表（第4条関係）

名称	根拠法	非課税の登記等	備考
10. 社会福祉法人	社会福祉法（昭和26年法律第45号）	1 社会福祉法第2条第1項（定義）に規定する社会福祉事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記（第3号に掲げる登記を除く。） 2 自己の設置運営する学校（学校教育法第1条（学校の範囲）に規定する幼稚園に限る。）の校舎等の所有権の取得登記又は当該校舎等の敷地、当該学校の運動場、実習用地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記 3 自己の設置運営する保育所若しくは家庭的保育事業等の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育の用に供する土地の権利の取得登記 4 自己の設置運営する認定こども園の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記	第3欄の第1号から第4号までのいずれかの登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。

登録免許税法施行規則

第二条 法別表第三の一の項の第四欄に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる登記の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

二 法別表第三の一の項の第三欄の第三号に掲げる登記 次に掲げる登記の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 法別表第三の一の項の第三欄の第三号に規定する保育所（以下「保育所」という。）の用に供する不動産に係る登記 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

（１） 保育所の用に供する不動産が[地方自治法第二百五十二条の十九第一項](#)（指定都市の権能）に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）、[同法第二百五十二条の二十二第一項](#)（中核市の権能）に規定する中核市（以下「中核市」という。）及び[児童福祉法](#)（昭和二十二年法律第百六十四号）[第五十九条の四第一項](#)（指定都市等の特例）に規定する児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）の区域外に所在する場合 その登記に係る不動産が法別表第三の一の項の第三欄の第三号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する都道府県知事（[地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項](#)の規定により[児童福祉法第三十五条第四項](#)（児童福祉施設の認可）の保育所の認可に係る事務を市町村が処理する場合にあつては、当該市町村の長）の書類

（２） 保育所の用に供する不動産が指定都市の区域内に所在する場合 その登記に係る不動産が法別表第三の一の項の第三欄の第三号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する指定都市の長の書類

（３） 保育所の用に供する不動産が中核市の区域内に所在する場合 その登記に係る不動産が法別表第三の一の項の第三欄の第三号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する中核市の長の書類

（４） 保育所の用に供する不動産が児童相談所設置市の区域内に所在する場合 その登記に係る不動産が法別表第三の一の項の第三欄の第三号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する児童相談所設置市の長の書類

第三条 法別表第三の十の項の第四欄に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる登記の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

三 法別表第三の十の項の第三欄の第三号に掲げる登記 次に掲げる登記の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 保育所の用に供する不動産に係る登記 第二条第二号イに定める書類

ロ 家庭的保育事業等の用に供する不動産に係る登記 第二条第二号ロに定める書類